

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	病院局市立川崎病院
職 位	会計年度任用職員
年 齢	28歳
性 別	男性
処分内容	免職
処分理由	<p>当該職員は、令和7年12月1日（月）、麻酔科医として担当していた手術の麻酔業務に従事中、普段から不眠に悩まされており、少しでも睡眠を確保したいという衝動に駆られて、手術室を離れ、病院の麻酔薬プロポフォールを自己注射し、麻酔科医局ソファで横たわっているところを発見された。手術には担当診療科の医師が複数付いていたものの、少なくとも30分程度の間、麻酔科医が不在の状態となった。なお、この患者の容体に問題は生じなかった。</p> <p>当該職員からは睡眠障害の訴えがあったため、精神科を受診させたところ、不眠症と診断され、約3週間自宅療養し、その間の治療により睡眠状態は改善されたことから、複数の精神科医の受診や産業医の面談を経て、令和8年1月5日（月）に復職した。</p> <p>しかし、1月7日（水）、当該職員が指導医とともに担当していた手術の際に、プロポフォール20mlが入ったシリンジから5mlを別のシリンジに分注して持ち帰ろうとしたが、手術中に翻意してそれを廃棄した。また、元のシリンジに生理食塩水を5ml追加して偽装し、それを用いて患者に8mlを投与し麻酔を導入した。なお、この患者の容体に問題は生じなかった。</p> <p>その翌日の1月8日（木）にも、前日と同じ手法でプロポフォール20mlのシリンジから5mlを分注し、元のシリンジに生理食塩水を追加して偽装していたが、麻酔器の引き出しに隠していたシリンジを看護師が発見したことにより事態が発覚し、偽装したプロポフォールは患者には使用されなかった。</p> <p>これらの行為は、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為であり、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。</p>
処分発令日	令和8年3月27日
処 分 者	川崎市病院事業管理者

備考	管理監督責任として、上司である次の2名に対して、文書注意を行った。 ・市立川崎病院 局長級 63歳 男性 ・市立川崎病院 部長級 57歳 男性
----	---

問合せ先

川崎市病院局総務部庶務課 迫田（さこだ）

電話 044-200-3834